

小笠原陸産貝類 14 種保護増殖事業計画 (案)

平成 年 月 日

文部科学省

農林水産省

国土交通省

環 境 省

小笠原陸産貝類 14 種保護増殖事業計画（案）

平成 28 年 月 日

文部科学省
農林水産省
国土交通省
環境省

第 1 事業の目標

小笠原諸島には、その地理的要因により多数の固有種が生息・生育しており、下記に掲げるナンバンマイマイ科に属する陸産貝類 14 種も、小笠原諸島の固有種となっている。これらの陸産貝類は、近年、外来種による影響等によりその生息個体数はごく少なくなっており、種によって生息地や生息環境は異なるが、必要となる対策の内容や目指すべき方向について共通するものが多い。このため、これら 14 種を対象として保護増殖事業を一体的に進めていく必要がある。

本事業では、各種の生息状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえて各種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じ野生復帰を可能とする飼育及び人工繁殖を実施すること等により、各種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

チチジマカタマイマイ
アナカタマイマイ
カタマイマイ
キノボリカタマイマイ
コハクアナカタマイマイ
アニジマカタマイマイ
コガネカタマイマイ
ヒシカタマイマイ
ヒメカタマイマイ
オトメカタマイマイ
アケボノカタマイマイ
フタオビカタマイマイ
ヌノメカタマイマイ
ミスジカタマイマイ

第2 事業の区域

東京都小笠原諸島における各種の生息地（かつて生息地であった地域を含む。）並びに必要な応じ第3の3の飼育及び人工繁殖等を行う区域

第3 事業の内容

事業の実施にあたっては、小笠原諸島が固有の島しょ生態系を有していることにかんがみ、島外から外来種若しくは病害虫又はそれらを保持するおそれのある土壌、資材等を持ち込むことがないように、また、諸島内での外来種等の拡散を防ぐよう留意する。

1 生息状況等の把握

（1）生息状況及び生息環境等の調査及びモニタリング

本事業を適切かつ効果的に実施するため、各種の生息域、生息密度等の生息状況を把握するための調査を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。

あわせて、必要に応じ生息地及びその周辺における植生、地形、気象等の生息環境の変化を把握するとともに、各種の自然条件下での生活史や繁殖様式、遺伝的構造・多様性等の生物学的特性の把握等に向けた調査及び研究の実施に努める。

（2）影響要因の把握

1990年頃に父島に侵入したニューギニアヤリガタリクウズムシは陸産貝類の捕食者として小笠原陸産貝類14種の存続に大きな影響を与えているほか、外来種であるクマネズミやニューギニアヤリガタリクウズムシ以外の陸生プラナリア等による捕食も各種の生息に与える影響が危惧されている。また、各種の生息地によっては、外来植物のアカギやモクマオウによる植生変化も懸念される影響要因となっている。

これら各種の個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するための調査を実施するとともに、（1）の調査等の結果、生息状況に憂慮すべき変化が見られた場合には、特に懸念される要因による影響状況を調査する等、原因解明に努める。

2 生息地における生息環境の維持及び改善

各種が自然状態で安定的に存続するためには、各種に好適な生息環境となる生態系を健全に保つことが必要である。このため、1で得られた知見等を十分に踏まえ、各種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を得て対応策を検討し、各種の生息に適した環境の維持及び改善を図る。

特に、各種を捕食する外来種対策が重要であり、ニューギニアヤリガタリ

クウズムシ等が確認されていない地域への新たな侵入を防止するほか、必要に応じ各種の存続に悪影響を与えるクマネズミ等の外来種の防除を図る。

なお、同じ地域に生息する種の対応策を一体的に行うことにより保護増殖事業の効果的な推進に努める。また、各種の生息地における土地利用や事業活動の実施に際しては、各種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮に努めるとともに、土地の所有者又は占有者による必要な配慮がなされるよう普及啓発に努める。

3 飼育及び人工繁殖等の実施

小笠原陸産貝類 14 種は同種であっても生息域毎に遺伝的な差異が見られ、生息域外での保存及び野生復帰は人為的な遺伝子かく乱の要因となる可能性が極めて高いことから、各種の保存は、2 の生息地における取組を基本とする。

ただし、生息状況の急激な悪化等により生息域内での種の存続が困難と見込まれる場合、各種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、飼育及び人工繁殖を実施する。

飼育及び人工繁殖を実施する場合、生息域外で保存される個体は可能な限り生息域内に野生復帰させることが期待されるため、野生復帰可能な資質を保つような飼育及び人工繁殖技術の確立を目指すこととする。あわせて、飼育下における生態的知見の収集にも努める。なお、飼育及び人工繁殖の実施の決定並びに実施にあたっては、各種の高い遺伝的多様性にかんがみ、個体群の維持を図るよう考慮する。

さらに、2 の取組だけでは、本事業の目標達成が困難と判断される場合には、増殖させた個体を各種の生息域内に野生復帰させること等について検討する。その際、人為的なかく乱が許容できる範囲となるよう、野生復帰の必要性や具体的な手法、各種及び放出先の生態系への影響等を十分に検討し、細心の注意を払って実施する。

4 生息地における違法な捕獲の防止

各種の違法な捕獲を防止するため、生息地における監視や渡船利用者への法規制に関する普及啓発等を行う。

5 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係地方公共団体、様々な事業活動を行う事業者、関係地域の住民をはじめとする国民等の理解及び協力が不可欠である。このため、各種の保護の必要性、本事業の実施状況、外来種問題等に関する普及啓発を進め、各種の保護に対する配慮及び協力を働きかけるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。

特に、未だ侵入が確認されていない島へのニューギニアヤリガタリクウズムシ等の侵入を防止するため、意図的・非意図的に関わらず関連する島に生

物を持ち込む可能性のある関係者（農家等関係地域の住民、研究者、シーカヤックやガイド船の事業者及び利用者等）への普及啓発を図る。

6 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施にあたっては、国、関係地方公共団体、各種の生態等に関する専門的知識を有する者、各種の保護活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。